

令和2年度 公文書開示状況（6月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R2. 4. 14	R2. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備付書類の（写）平成29年から令和元年分まで（毎年度分）</li> <li>・ 宗教法人規則認証申請書（昭和31年〇月〇日收受）</li> <li>・ 宗教法人成立届（昭和32年〇月〇日收受）</li> <li>・ 代表役員・責任役員変更届（昭和35年〇月〇日付提出）</li> <li>・ 登記事項変更届（昭和46年〇月〇日收受）</li> </ul>	57		1												<p>(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条3号) 宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び進行に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため (7条4号) 偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条6号) 宗教法人の事務運営に関する情報であり、法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを諸官庁が把握するために提出を義務付けている書類を公にすることは、法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所管庁への信頼を損ない、宗教行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化局都 民生活部管理 法人課
2	R2. 5. 27	R2. 6. 10	東京都情報公開審査会における諮問第1090号外49件にかかわる審議資料・速記録															<p>(7条5号) 東京都情報公開審査会の審議は非公開とされており、その性質上、審議資料等が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため (7条6号) 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、審査会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、審査会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化局広 報広聴部情報 公開課





令和2年度 公文書開示状況（6月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
7	R2. 3. 2	R2. 6. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度都区市町村消費生活相談担当職員新任研修資料</li> <li>・平成30年度都区市町村消費生活相談担当職員研修資料（第1回から第5回まで）</li> <li>・平成31年度都区市町村消費生活相談担当職員新任研修資料</li> <li>・令和元年度都区市町村消費生活相談担当職員研修資料（第1回から第5回まで）</li> </ul>	1586		1													<p>(7条6号（行政運営情報）)</p> <p>&lt;独立行政法人の事業情報&gt;</p> <p>・独立行政法人が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当法人が消費者政策の企画・立案、法執行を行う際の着眼点等が事業者等に知られた場合、相談者の誤解や憶測、事業者による悪用等を招き、結果として政策の有効性が損なわれるなど、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。また今後、講義者である外部講師から都に対して専門性・機密性の高い情報の提供を拒まれ、専門的助言が得られなくなる可能性があり、今後実施する研修その他の事業の質の低下につながるなど、消費生活行政の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>&lt;東京都の事業情報&gt;</p> <p>・都が行う事業に関する情報として専門的な資格・知識を有する相談員を対象に提供したものであって、公にすることにより、当センターが相談受付やあっせん交渉・三者間交渉等を行う際の着眼点等が相談者や交渉先の事業者等に知られた場合、当事者の誤解や憶測、事業者による悪用等を招き、結果として交渉が不利になるなど、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>&lt;東京都の事業情報で、相談・交渉等における着眼点等以外のもの&gt;</p> <p>・都が行う事業に関する情報として専門的な資格・知識を有する相談員を対象に提供したものであって、公にすることにより、法令や社会制度等に関する精細な解説・論点が相談者や交渉先の事業者等に知られた場合、当事者の誤解や憶測、事業者による悪用等を招き、結果として交渉が不利になるなど、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。また今後、講義者である外部講師から都に対して専門性・機密性の高い情報の提供を拒まれ、専門的助言が得られなくなる可能性があり、今後実施する研修その他の事業の質の低下につながるなど、消費生活行政の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>&lt;裁判所の事業情報&gt;</p> <p>・裁判所が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、具体的な紛争例やその解決手法等の詳細が第三者に知られた場合、当事者の誤解や憶測、事業者による悪用等を間抜き、結果として裁判所の紛争解決制度への信頼が損なわれるなど、裁判事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。また今後、講義者である外部講師から都に対して専門性・機密性の高い情報の提供を拒まれ、専門的助言が得られなくなる可能性があり、今後実施する研修その他の事業の質の低下につながるなど、消費生活行政の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	



